

第5次山梨県男女共同参画計画について

令和3年度 第1回山梨県男女共同参画審議会(R3.6.10)

山梨県県民生活部県民生活総務課

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

1 第4次男女共同参画計画の成果目標達成状況における未達成の項目

1 県の審議会等委員への女性の登用率	36.5% (目標40.0%)
2 管理的職業従事者に占める女性の割合	11.4% (目標20.0%)
3 「女性活躍推進法」に基づく市町村の推進計画の策定率	51.9% (目標100%)
4 県内企業における男性の育児休業取得率等	4.7% (目標10.0%)
5 女性を登用している市町村農業委員会の割合	85.2% (目標100%)
6 高齢者就職率	25.4%(目標26.0%)
7 ひとり親家庭の親の正規雇用率	母子35.7% 父子58.2% (目標 母子39.4% 父子67.2%に近づける)



第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）

- 1 行政分野等における女性の参画の拡大（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
- 2 企業・団体等における女性の参画の促進（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
- 3 行政分野等における女性の参画の拡大（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
企業・団体等における女性の参画の促進（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
女性の人材育成（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
- 4 男女共同参画による家庭づくり（重点目標 家庭における男女共同参画の推進）
- 5 農山村における女性の活躍推進（重点目標 地域・農山村における男女共同参画の推進）
- 6 高齢者・障害者等に対する支援（重点目標 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備）
- 7 生活上の困難を抱えた人々に対する支援（重点目標 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備）

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

2 「男女共同参画に関するアンケート」結果（令和2年度実施）

1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

- ・「反対である」：55.2%↑ 前回（H27）42.5%
全国（内閣府 男女共同参画に関する世論調査）（R1）59.8%
- ・「賛成である」：32.7%↓ 前回（H27）39.9% 全国（R1）35.0%

2 女性が職業をもつことについて

- ・「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人：43.2%↑ 前回（H27）31.3% 全国（R1）61.0%
- ・「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える人：35.1%↓ 前回（H27）45.6% 全国（R1）20.3%

3 「女性が働きやすい状況にある」という考え方について（新規 独自項目）

- ・「そうは思わない」：56.8%
理由「労働条件が整っていない」「保育施設が不十分である」「昇進・給与等に男女間の不平等がある」

4 社会全体における男女の地位の平等観

- ・「平等」と考える人：9.3% 全国（R1）21.2%



第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）

- 1 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実（重点目標 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革）
- 2 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実（重点目標 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革）
女性の能力開発促進のための環境の整備（重点目標 女性の能力開発の促進と働く環境の整備）
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組の定着化（重点目標 働き方改革とワークライフバランスの推進）
多様な子育て支援サービスの充実（重点目標 女性の能力開発促進と働く環境の整備）
- 4 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実（重点目標 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革）

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

3 全国から見た本県の下位項目

1 政治分野への女性参画の遅れ

都道府県議会議員に占める女性の割合：2.7%（全国最下位）

市区議会議員に占める女性の割合：10.9%（全国39位）

町村議会議員に占める女性の割合：4.4%（全国最下位）

女性がゼロの市区町村議会の割合：33.3%（全国ワースト3位）

2 審議会等における女性の登用状況の遅れ（審議会は法律又は政令により地方公共団体に義務付けされたもののみ）

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合：24.1%（全国38位）

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：9.4%（全国37位）

3 地域社会活動における女性参画の遅れ

自治会長に占める女性の割合：3.3%（全国33位）

4 学校教育における政策・方針決定への女性の参画の遅れ

公立小中高校・特別支援学校の女性管理職（校長・教頭）の割合：11.5%（全国43位）



第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）

- 1 行政分野等における女性の参画の拡大（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
- 2 行政分野等における女性の参画の拡大（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
- 3 地域社会活動への男女共同参画の推進（重点目標 地域・農山村における男女共同参画の推進）
- 4 行政分野等における女性の参画の拡大（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）
学校における教育・学習の充実（重点目標 男女共同参画を推進する教育・学習の充実）

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

4 第4次山梨県男女参画計画の計画期間中（平成29年～令和3年）に生じた社会情勢の変化

- 1 ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」への対応**
 - ・オンラインやテレワークの普及による新しい働き方の可能性の広がり（男性の家事・育児参画を促すチャンス）
- 2 新型コロナウイルス感染症が与える女性への影響**
 - ・女性の雇用への影響（女性に多い非正規雇用の雇い止め）
 - ・ひとり親家庭のさらなる困窮
 - ・配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化
- 3 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加**
 - ・地方から大都市圏へ若年女性の流出が、一層の人口流出や少子高齢化に直面
- 4 女性に対する暴力根絶への問題意識**
 - ・性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（R2～R4年度）
- 5 頻発する大規模災害**
 - ・防災・復興分野での男女共同参画の推進

第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）

上記1から5については、再掲

- 1 重点目標 働き方改革とワークライフバランスの推進
- 2 重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶
重点目標 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- 3 重点目標 能力開発促進と働く環境の整備
- 4 重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 5 重点目標 地域・農山村における男女共同参画の推進

6 国際的な視点

- ・SDGsを踏まえた取組の推進を行うことで、国際社会と協調して、「誰一人取り残さない」社会を目指す
国際的な取組の推進に貢献

第5次計画に入れるかどうかを検討すべき事項（新規等）

- 案 山梨県男女共同参画推進条例第7条では、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならないとされていることから、SDGsの視点を計画に反映させていく。

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

5 国の第5次男女共同参画基本計画（R2.12.25閣議決定）を勘案

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

2 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点にたった貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

4 推進体制の整備・強化



第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）

第1分野～第3分野については、第4次計画未達成項目やアンケート結果により第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目として整理。

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり（重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶）
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進（重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶）
- 性犯罪等被害者への支援（重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶）
- セクシャルハラスメント等防止対策の推進（重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶）
- ストーカー行為等への対策の推進（重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶）

第5次山梨県男女共同参画計画策定の方向性について

5 国の第5次男女共同参画基本計画（R2.12.25閣議決定）を勘案

第4次計画の施策の方向（第5次計画にも入れる方向で検討すべき項目）（続き）

- 第6分野** 男女共同参画の視点にたった貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
高齢者・障害者等に対する支援（重点目標 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備）
生活上の困難を抱えた人々に対する支援（重点目標 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備）
- 第7分野** 生涯を通じた健康支援
ライフステージに応じた健康支援（重点目標 生涯を通じた男女の健康支援）
妊娠・出産等における健康支援（重点目標 生涯を通じた男女の健康支援）
- 第10分野** 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
県民の理解を深めるための広報・啓発の充実（重点目標 男女行動参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革）

第5次計画に入れるかどうかを検討すべき事項（新規等）

- 第4分野** 科学技術・学術における男女共同参画の推進（国の成果目標 大学の理工系の教員に占める女性の割合、大学の理工系の大学に占める女性の割合）
案 理工系分野等の女性の人材育成として → 女性の人材育成（重点目標 政策・方針決定過程への女性の参画拡大）で扱う
- 第8分野** 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進（国の成果目標 防災会議の委員に占める女性の割合、消防団員に占める女性の割合）
案 重点目標 地域・農山村における男女共同参画の推進 → 地域における男女共同参画の推進に変更し、
施策の方向に新規で防災における男女共同参画の推進を加える
- 第9分野** 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備（国の成果目標 放課後児童クラブの登録児童数）
案 税制や社会保障制度については、国の役割であることから、県の計画では取り扱わない
- 第11分野** 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献（国の成果目標 在外公館の各役職に占める女性の割合）
案 国際的議論や国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画促進は、主に国の役割で、県の計画にそぐわないため、取り扱わない

注：推進体制については、現計画同様に単独の「章」（現計画 第5章 推進体制）で扱うため、次回の審議会で案を示します。

第5次山梨県男女共同参画計画案について

基本理念

「山梨県男女共同参画推進条例」第3条から第7条に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女の人権の尊重(第3条)
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)
- ⑤ 国際的協調(第7条)

第4次計画
と同じ

基本的な考え方

・3つの基本の柱、9つの重点目標、27の施策の方向で総合的に推進！！

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

性別による無意識の偏見・思い込みを解消し、あらゆる世代や立場の人々に対して、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革の取組を進めていく。

基本目標Ⅱ 一人ひとりが活躍できる社会づくり

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、女性の活躍を推進するとともに、仕事と生活が両立できる環境づくりや家庭や地域における男女共同参画の推進に取り組むことで、男女がともに活躍できる社会づくりを進めていく。

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組むとともに、貧困、高齢、障害など生活上の困難を抱える人を支援することで、男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくりを進めていく。

第5次山梨県男女共同参画計画案について

目指す社会

一人ひとりが個性と能力を発揮でき、生涯を通じて活躍できる社会の実現

計画の性質

- (1) 「男女共同参画社会基本法」、「山梨県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく推進計画としても位置づけられるものです。
- (2) 「山梨県総合計画」、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の関連諸計画との整合性を図り、本県の男女共同参画行政施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 本計画に基づく各種取組による男女共同参画計画の実現は、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、目標の達成に貢献するものです。



計画期間

令和4年(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とします。

第5次山梨県男女共同参画計画体系案

赤 追加
青 統合
緑 変更

【基本目標】

【重点目標】

【施策の方向】

基本目標Ⅰ 男女共同参画 社会を形成する ための意識改革	1 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	A 男女共同参画に関する広報・啓発の充実 B 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の充実
	2 男女共同参画の視点に立った学びの推進	A 学校における男女共同参画教育の推進 B 生涯にわたる学習活動の推進 C 調査・研究及び情報収集・提供の推進
基本目標Ⅱ 一人ひとりが 活躍できる社 会づくり	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	A 行政分野等における女性の参画拡大 B 企業・団体等における女性の登用促進 C 地域・防災分野への女性の参画促進 D 政治分野における女性の参画促進 E 政策・方針決定に参画する人材の育成
	4 仕事と生活を両立できる環境づくり	A 働き方改革の取組の推進 B 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 C 女性の就職・再就職の支援や能力発揮に向けた取組の推進 D 女性の起業やテレワーク等多様で柔軟な働き方の推進
	5 家庭における男女共同参画の推進	A 男性の家事・育児・介護等の参画推進 B 多様なニーズに対応した子育て支援の推進
	6 地域における男女共同参画の推進	A 地域活動における男女共同参画の推進 B 農山村における男女共同参画の推進 C 防災における男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ 安全・安心に 暮らせる社会 の実現	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	A 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり B 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進 C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者の保護 D セクシャルハラスメント等防止対策の推進
	8 生涯を通じた健康支援	A 生涯を通じた男女の健康支援の推進 B 妊娠・出産等における健康支援
	9 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり	A 高齢者・障害者等に対する支援 B 生活上の困難を抱えた人々に対する支援

第4次山梨県男女共同参画計画との変更点

基本的な考え方

4つの基本目標に10の重点目標と27の施策の方向



3つの基本目標に9の重点目標と27の施策の方向へ変更

基本目標の変更箇所

「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」と「Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり」を統合し、「一人ひとりが活躍できる社会づくり」に変更

変更理由

第4次計画では、計画策定時に女性活躍推進法が制定されたことで、「女性活躍」をメインのテーマに据え、計画は策定されたが、第5次男女共同参画計画では、新たにSDGsの「ジェンダー平等」の視点を反映したから。

重点目標の変更箇所

「3 能力開発の促進と働く環境の整備」について、「能力開発の促進」の部分を「1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」と統合し、「2 仕事と生活を両立できる環境づくり」に変更、また「働く環境の整備」の部分については、「3 家庭における男女共同参画の推進」へ統合

変更理由

能力開発の促進=仕事(就業)であることから、「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」と統合し、「2 仕事と生活を両立できる環境づくり」に変更する。また、働く環境の整備=子育て支援であることから、男性の育児参画などと一体とし、「3 家庭における男女共同参画の推進」へ統合する。

第4次山梨県男女共同参画計画との変更点

施策の方向の変更箇所

削除（－3）

- ・メディアに対する取り組み支援
- ・女性のための学習の充実
- ・ストーカー行為等への対策の推進

追加（＋5）

- ・性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の充実
- ・地域・防災分野への女性の参画促進
- ・政治分野における女性の参画促進
- ・女性の起業やテレワーク等多様で柔軟な働き方の推進
- ・防災における男女共同参画の推進

統合（－2）

- ・女性の能力開発促進のための環境の整備＋女性の就業等に関する相談体制の充実→女性の就職・再就職の支援や能力発揮に向けた取組の推進
- ・男女共同参画による家庭づくり＋男性の育児参画の促進→男性の家事・育児・介護等の参画促進

変更

- ・多様な文化に対する理解促進→調査・研究及び情報収集・提供の推進

変更理由

削除（－3）

- ・メディアに対する取り組み支援
→メディアにおける人権等への配慮は浸透しつつあることから、今後は、男女共同参画に関する広報啓発の充実で取り組むこととするため
- ・女性のための学習の充実
→女性に限らず、あらゆる世代や立場の人々の学びの場が重要であることから、学校・生涯にわたる学習の充実にとりくむため
- ・ストーカー行為等への対策の推進
→ストーカー行為等への対策の推進は、法整備、警察行政での相談体制、施策の周知が進んだため

追加（＋5）

- ・性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の充実
→男女共同参画の推進には、性別による無意識の偏見・思い込みの解消が非常に重要であるため
- ・地域・防災分野への女性の参画促進
→地域課題の解決・防災については、女性視点や参画が必要であるが、自治会長や都道府県防災会議の委員への女性の登用が進んでいないため

第4次山梨県男女共同参画計画との変更点

変更理由

追加（+5）（続き）

- ・政治分野における女性の参画促進
→政治分野への女性参画が遅れているため
- ・女性の起業やテレワーク等多様で柔軟な働き方の推進
→新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの普及など新しい働き方に対応していくことにより仕事と生活を両立できる環境を一層進めるため
- ・防災における男女共同参画の推進
→近年の大規模災害発生による避難所運営等の経験から、災害対応において男女共同参画の視点を取り入れることが重要であるため

統合（-2）

- ・女性の能力開発促進のための環境の整備+女性の就業等に関する相談体制の充実→女性の就職・再就職の支援や能力発揮に向けた取組の推進
→キャリアアップ研修については、政策・方針決定に参画する人材の育成で対応し、女性の就職・再就職の支援やそのための技術・知識の習得を一体で行うことが重要であるため
- ・男女共同参画による家庭づくり+男性の育児参画の促進→男性の家事・育児・介護等の参画促進
→男性の家事・介護等の参画促進と男性の育児参画促進は、分けずに、ワーク・ライフ・バランスの推進からも一体で取り組むことが重要であるため

変更

- ・多様な文化に対する理解促進→調査・研究及び情報収集・提供の推進
→国際的な視点からの情報収集だけでなく、男女共同参画を様々な視点から情報収集するとともに、調査・研究することにより幅広く多様な情報を県民に提供することで男女共同参画を進めるため